

柴監告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定により実施した定期監査の結果に関する報告を次のとおり決定したので、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成30年2月21日

柴田町監査委員 大宮 正博

柴田町監査委員 桜場 政行

1 監査の種類

定期監査（地方自治法第199条第4項の規定による監査）

2 監査を実施した監査委員

柴田町監査委員 大宮 正博

柴田町監査委員 桜場 政行

3 監査の概要

(1) 監査の対象

平成29年度財務事務の執行及び財産の管理状況

(2) 実施年月日及び対象

実施年月日	社会教育施設		
平成30年1月31日	槻木生涯学習センター	しばたの郷土館	柴田町図書館
平成30年2月1日	船迫生涯学習センター	船岡生涯学習センター	

(3) 監査の場所

各社会教育施設

(4) 監査の方法

財務に関する事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうか、事業の管理が合理的かつ効率的に行われているかどうかを主眼として、あらかじめ提出を求めた資料及び関係資料に基づき、事務の執行状況等を担当職員から説明を受けるなどの方法により実施した。

4 監査の結果

次に指摘する事項を除き、おおむね適正かつ効率的に執行されていると認められた。なお、事務執行上留意すべき事項は、文書又は口頭により指導した。

（指摘事項）

○ホームページの活用について

インターネットによる情報発信が盛んになり、ホームページを積極的に活用している公民館が全国的に増えているが、柴田町の生涯学習センター等の施設案内は、施設

の概要や施設使用料などの固定情報が掲載されているほか、施設の予約状況が確認できるくらいであり、参加者募集やイベント情報はなく、「学習センターだより」や「新刊紹介」などの情報が更新されずに、数年前の情報で止まった状態になっている。

施設の利用形態の変化から、施設利用者が減少している施設もある状況において、行事や活動内容等を学習センター自らが積極的にPRし、教室・講座や事業・行事の案内、「学習センターだより」の掲載、募集事業などの最新の各種情報を提供することは重大な課題である。

生涯学習センター等の広報活動向上のためにホームページを充実させ、有効な活用を図るよう、中央公民館である槻木生涯学習センターが主体となって町内生涯学習センターと連絡調整に当たり、共通の認識で統一した情報発信を進めていただきたい。